

フコクしんらい定額年金

しんきんらいふ年金FS

3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

積立型



HELLO KITTY

© 2022 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L621933

この商品のご検討・お申込みに際しましては、必ずこの商品に関する重要事項をご説明した書類である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。



この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

自分のことだから、将来のことにも真剣に考えたい。
しんきんらいふ年金FSは、あなたの豊かなセカンドライフを応援します。

個人年金保険(積立型)のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社

フコクしんらい
smart life partner

しんきんらいふ年金FS(積立型)のしくみと

老後の生活資金を 計画的に準備できます

加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるので、計画的な資産形成に適しています。



保険料は預金とは異なり、一部は死亡給付金などのお支払いやご契約の締結・維持に係る諸費用に充てられます。このため、**解約されると解約返戻金はお払込保険料の合計額を下回ることがあります。**

くわしくは 3・4ページへ

受取方法は 3種類から選択できます

2つの年金受取方法(支払期間5年または10年の確定年金)と一括でのお受け取りの3種類からお選びいただけます。なお、ご契約時に5年間または10年間の据置期間を設定することができます。



一括でお受け取りいただく場合、**年金の受取手続き時に年金に代えて一括でのお受け取りを選択していただく必要があります。**(ご契約時には一括でのお受け取りは選択できません。)

くわしくは 5ページへ

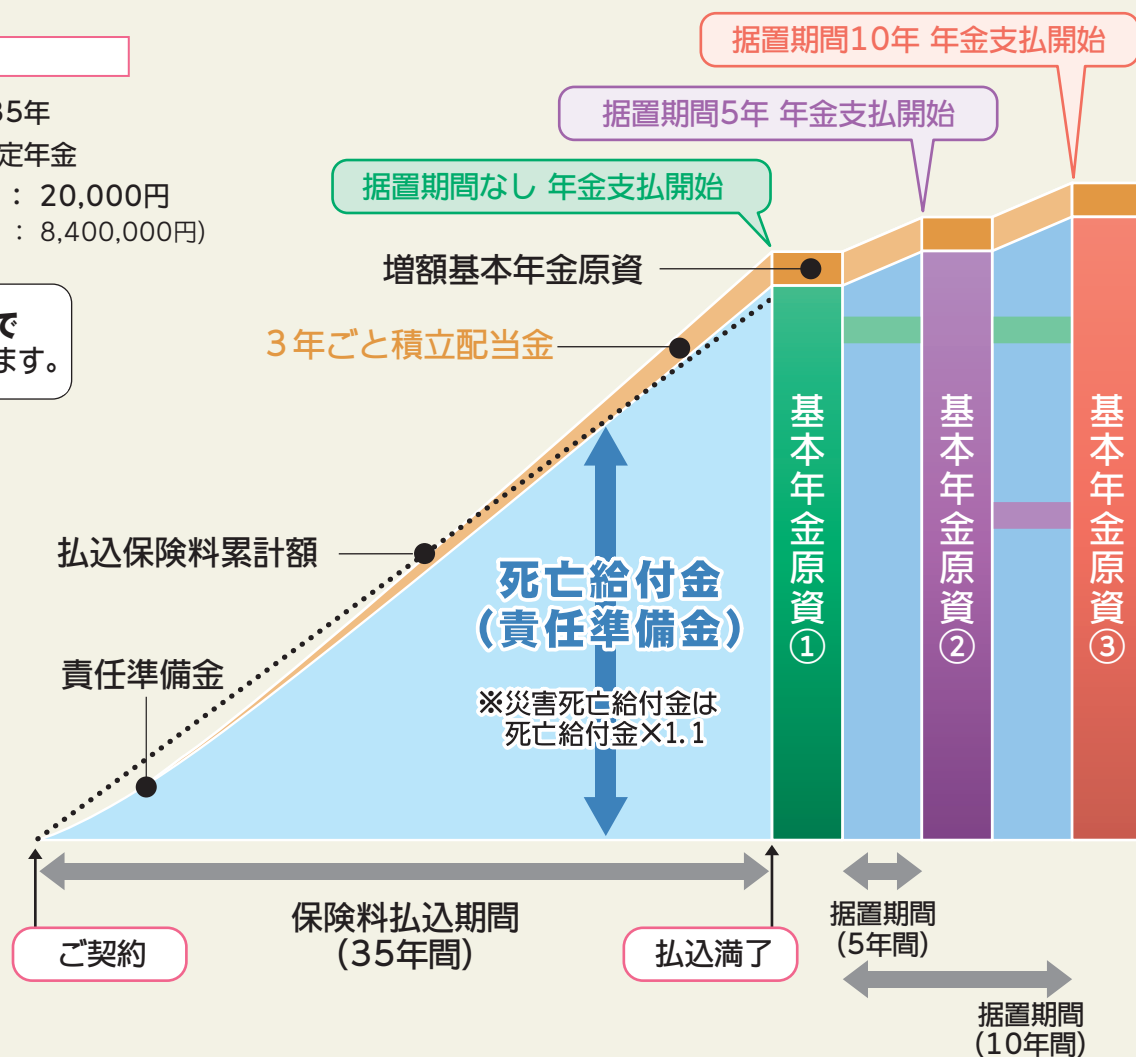
ご契約例

- 保険料払込期間：35年
- 年金種類：10年確定年金
- 口座振替月払保険料：20,000円
(お払込保険料の合計額：8,400,000円)

職業のみの告知で
お申し込みいただけます。



解約されると
解約返戻金は、
お払込保険料の合
計額を下回ること
があります。
また、死亡給付金
などがお払込保険
料の合計額を下回
ることがあります。



保険用語のご説明

責任準備金

将来の年金などをお支払いするために、保険契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。

死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前にお亡くなりになられたときに支払われるお金のことです。ただし、災害死亡給付金が支払われる場合には死亡給付金はお支払いしません。

災害死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に、不慮の事故を直接の原因としてその日から180日以内にお亡くなりになられたとき、または所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになられたときに支払われるお金のことです。所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

据置期間

保険料払込期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

5つの特徴

「しんきんらいふ年金FS」はフコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の愛称です。

税制上の特典 があります

一定の条件をみたしていれば、一般生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。



2022年1月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

くわしくは 9・10ページ へ

万一のときは は 死亡給付金が支払われます

くわしくは 6ページ へ

配当金の可能性 があります

くわしくは 6ページ へ



増額基本年金・増加年金・3年ごと積立配当金による一括受取額は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の有無およびその金額の影響をうけます。したがって、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

①据置期間

なし

5年または10年の確定年金で受け取れます

年金受取 10年確定年金



基本年金額
847,460円

年金受取総額

基本年金額の合計
8,474,600円

戻り率 100.8%

増額
基本年金

増加年金

一括でも受け取れます

年金受取に代えて基本年金原資額を一括でお受け取りいただくこともできます。この場合の一括受取金額は、年金受取総額より少ない金額となります。

基本年金原資
一括受取額
8,447,481円

戻り率 100.5%

3年ごと
積立配当金
による
一括受取額

②据置期間

5年

5年または10年の確定年金で受け取れます

年金受取 10年確定年金



基本年金額
852,520円

年金受取総額

基本年金額の合計
8,525,200円

戻り率 101.4%

増額
基本年金

増加年金

一括でも受け取れます

年金受取に代えて基本年金原資額を一括でお受け取りいただくこともできます。この場合の一括受取金額は、年金受取総額より少ない金額となります。

基本年金原資
一括受取額
8,497,919円

戻り率 101.1%

3年ごと
積立配当金
による
一括受取額

③据置期間

10年

5年または10年の確定年金で受け取れます

年金受取 10年確定年金



基本年金額
858,000円

年金受取総額

基本年金額の合計
8,580,000円

戻り率 102.1%

増額
基本年金

増加年金

一括でも受け取れます

年金受取に代えて基本年金原資額を一括でお受け取りいただくこともできます。この場合の一括受取金額は、年金受取総額より少ない金額となります。

基本年金原資
一括受取額
8,552,544円

戻り率 101.8%

3年ごと
積立配当金
による
一括受取額

※戻り率は「基本年金額の合計」または「基本年金原資一括受取額」を「お払込保険料の合計額」で除して計算し、小数点以下第2位を切り捨てて表示しています。また、戻り率には増額基本年金、増加年金、3年ごと積立配当金による一括受取額は含みません。

くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

基本年金額

ご契約時に保険料払込期間や保険料、年金支払期間、据置期間により定められる年金額のことです。

確定年金

被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているときに年金をお支払いします。被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前にお亡くなりになったときは、年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。

増額基本年金

年金支払開始日までに積み立てられた3年ごと積立配当金で増額された年金です。

増加年金

年金支払開始後に積み立てられた配当金で増額された年金です。なお、お支払開始時期は保険料払込期間や据置期間によって異なります。

老後の生活資金を計画的に準備できます

基本年金額・基本年金原資一括受取額例表（年齢・性別に関係なく一律）

保険料 払込 期間	払込保険料 累計額 (円)	上段：基本年金額(円) 下段：基本年金原資一括受取額(円) ※カッコ書(●●●.●%)は、戻り率					
		口座振替月払保険料10,000円につき					
		①据置期間なし		②据置期間5年		③据置期間10年	
		5年確定年金	10年確定年金	5年確定年金	10年確定年金	5年確定年金	10年確定年金
15年	1,800,000					361,140 (100.3%) 1,803,894 (100.2%)	180,960 (100.5%) 1,803,809 (100.2%)
20年	2,400,000					481,700 (100.3%) 2,406,092 (100.2%)	241,310 (100.5%) 2,405,378 (100.2%)
25年	3,000,000			601,320 (100.2%) 3,003,593 (100.1%)	301,390 (100.4%) 3,004,256 (100.1%)	604,960 (100.8%) 3,021,775 (100.7%)	303,210 (101.0%) 3,022,397 (100.7%)
30年	3,600,000			725,160 (100.7%) 3,622,174 (100.6%)	363,500 (100.9%) 3,623,368 (100.6%)	729,930 (101.3%) 3,646,000 (101.2%)	365,760 (101.6%) 3,645,896 (101.2%)
31年	3,720,000			750,190 (100.8%) 3,747,199 (100.7%)	375,940 (101.0%) 3,747,370 (100.7%)	754,720 (101.4%) 3,769,826 (101.3%)	378,360 (101.7%) 3,771,492 (101.3%)
32年	3,840,000	770,420 (100.3%) 3,848,248 (100.2%)	386,100 (100.5%) 3,848,645 (100.2%)	775,800 (101.0%) 3,875,121 (100.9%)	388,500 (101.1%) 3,872,568 (100.8%)	780,640 (101.6%) 3,899,297 (101.5%)	390,930 (101.8%) 3,896,790 (101.4%)
33年	3,960,000	795,540 (100.4%) 3,973,722 (100.3%)	398,570 (100.6%) 3,972,946 (100.3%)	800,640 (101.0%) 3,999,197 (100.9%)	401,120 (101.2%) 3,998,364 (100.9%)	805,150 (101.6%) 4,021,724 (101.5%)	403,550 (101.9%) 4,022,586 (101.5%)
34年	4,080,000	820,340 (100.5%) 4,097,598 (100.4%)	411,020 (100.7%) 4,097,047 (100.4%)	825,080 (101.1%) 4,121,275 (101.0%)	413,740 (101.4%) 4,124,160 (101.0%)	830,560 (101.7%) 4,148,647 (101.6%)	416,320 (102.0%) 4,149,878 (101.7%)
35年	4,200,000	845,310 (100.6%) 4,222,323 (100.5%)	423,730 (100.8%) 4,223,741 (100.5%)	851,060 (101.3%) 4,251,045 (101.2%)	426,260 (101.4%) 4,248,960 (101.1%)	856,160 (101.9%) 4,276,519 (101.8%)	429,000 (102.1%) 4,276,272 (101.8%)
36年	4,320,000	870,320 (100.7%) 4,347,248 (100.6%)	436,300 (100.9%) 4,349,038 (100.6%)	875,660 (101.3%) 4,373,922 (101.2%)	438,980 (101.6%) 4,375,753 (101.2%)	881,060 (101.9%) 4,400,895 (101.8%)	441,500 (102.1%) 4,400,872 (101.8%)
37年	4,440,000	895,260 (100.8%) 4,471,824 (100.7%)	448,830 (101.0%) 4,473,937 (100.7%)	900,900 (101.4%) 4,499,996 (101.3%)	451,670 (101.7%) 4,502,247 (101.4%)	906,620 (102.0%) 4,528,567 (101.9%)	454,550 (102.3%) 4,530,954 (102.0%)
38年	4,560,000	920,810 (100.9%) 4,599,446 (100.8%)	461,470 (101.1%) 4,599,933 (100.8%)	925,930 (101.5%) 4,625,020 (101.4%)	464,250 (101.8%) 4,627,644 (101.4%)	931,970 (102.1%) 4,655,190 (102.0%)	467,290 (102.4%) 4,657,947 (102.1%)
39年	4,680,000	946,070 (101.0%) 4,725,620 (100.9%)	473,930 (101.2%) 4,724,134 (100.9%)	951,470 (101.6%) 4,752,593 (101.5%)	477,100 (101.9%) 4,755,733 (101.6%)	957,850 (102.3%) 4,784,461 (102.2%)	480,080 (102.5%) 4,785,437 (102.2%)
40年	4,800,000	971,820 (101.2%) 4,854,241 (101.1%)	486,620 (101.3%) 4,850,628 (101.0%)	977,520 (101.8%) 4,882,712 (101.7%)	489,720 (102.0%) 4,881,529 (101.6%)	983,280 (102.4%) 4,911,484 (102.3%)	492,850 (102.6%) 4,912,729 (102.3%)
45年	5,400,000	1,098,900 (101.7%) 5,489,006 (101.6%)	550,660 (101.9%) 5,488,979 (101.6%)	1,104,970 (102.3%) 5,519,325 (102.2%)	553,710 (102.5%) 5,519,381 (102.2%)	1,112,350 (102.9%) 5,556,188 (102.8%)	557,100 (103.1%) 5,553,173 (102.8%)
50年	6,000,000	1,226,990 (102.2%) 6,128,815 (102.1%)	615,010 (102.5%) 6,130,420 (102.1%)	1,234,570 (102.8%) 6,166,677 (102.7%)	618,810 (103.1%) 6,168,298 (102.8%)	1,242,240 (103.5%) 6,204,989 (103.4%)	622,280 (103.7%) 6,202,887 (103.3%)

※グレーの網掛け部分は取扱条件外となります。

※基本年金額は、ご希望の保険料をもとにこの表で計算することができます。計算上、1円単位の金額が発生する場合には、1円の位を切り上げた金額が基本年金額となります。なお、基本年金額の戻り率は、年金受取総額(5年確定年金：基本年金額×5、10年確定年金：基本年金額×10)を払込保険料累計額で除して計算し、小数点以下第2位を切り捨てて表示しています。

※基本年金原資一括受取額は、保険料・保険料払込期間・据置期間・年金受取方法により異なります。そのためこの例表を使った比例計算では端数処理の関係で正確な金額が計算できない場合があります。正確な金額については必ず『保険設計書』でご確認ください。なお、基本年金原資一括受取額の戻り率は、基本年金原資一括受取額を払込保険料累計額で除して計算し、小数点以下第2位を切り捨てて表示しています。

※最低保険料は10,000円(保険料の単位1,000円)、最低基本年金額は100,000円(基本年金額の単位10円)となります。

※被保険者の年齢により異なりますが、保険料払込期間は最長50年までお取り扱いしています。(ただし年金支払開始年齢は90歳までとなります。)

※上記に掲載されていない保険料払込期間の基本年金額・基本年金原資一括受取額につきましては、『保険設計書』でご確認ください。

※記載されている基本年金額・基本年金原資一括受取額は2022年4月2日現在の保険料率を適用しています。

解約返戻金額・死亡給付金額例表（年齢・性別に関係なく一律）

年金支払開始日の前日までに解約された場合、解約返戻金をお支払いします。



解約されると解約返戻金は、お払込保険料の合計額を下回ることがあります。
また、死亡給付金などがお払込保険料の合計額を下回ることがあります。

■ 保険料払込期間：35年 年金種類：10年確定年金 口座振替月払保険料：10,000円の場合

①据置期間なし

保険料 払込 年数	払込保険料 累計額 (円)	解約返戻金 (円)	死亡給付金 (円)
1年	120,000	63,898	115,721
3年	360,000	307,670	347,967
5年	600,000	552,629	581,400
7年	840,000	798,646	815,934
10年	1,200,000	1,169,919	1,169,919
11年	1,320,000	1,288,521	1,288,521
13年	1,560,000	1,526,530	1,526,530
15年	1,800,000	1,765,683	1,765,683
17年	2,040,000	2,006,065	2,006,065
20年	2,400,000	2,368,778	2,368,778
21年	2,520,000	2,490,304	2,490,304
22年	2,640,000	2,612,084	2,612,084
23年	2,760,000	2,734,203	2,734,203
24年	2,880,000	2,856,576	2,856,576
25年	3,000,000	2,979,288	2,979,288
26年	3,120,000	3,102,297	3,102,297
27年	3,240,000	3,225,602	3,225,602
28年	3,360,000	3,349,162	3,349,162
29年	3,480,000	3,473,103	3,473,103
30年	3,600,000	3,597,298	3,597,298
31年	3,720,000	3,721,790	3,721,790
32年	3,840,000	3,846,621	3,846,621
33年	3,960,000	3,971,706	3,971,706
34年	4,080,000	4,097,130	4,097,130
35年	4,200,000	基本年金 原資一括 受取額	4,223,741

②据置期間5年

保険料 払込 年数	払込保険料 累計額 (円)	解約返戻金 (円)	死亡給付金 (円)
1年	120,000	63,896	115,730
3年	360,000	307,717	347,999
5年	600,000	552,689	581,461
7年	840,000	798,769	816,032
10年	1,200,000	1,170,041	1,170,041
11年	1,320,000	1,288,627	1,288,627
13年	1,560,000	1,526,650	1,526,650
15年	1,800,000	1,765,867	1,765,867
17年	2,040,000	2,006,235	2,006,235
20年	2,400,000	2,369,025	2,369,025
21年	2,520,000	2,490,509	2,490,509
22年	2,640,000	2,612,334	2,612,334
23年	2,760,000	2,734,458	2,734,458
24年	2,880,000	2,856,837	2,856,837
25年	3,000,000	2,979,557	2,979,557
26年	3,120,000	3,102,576	3,102,576
27年	3,240,000	3,225,893	3,225,893
28年	3,360,000	3,349,508	3,349,508
29年	3,480,000	3,473,422	3,473,422
30年	3,600,000	3,597,634	3,597,634
31年	3,720,000	3,722,145	3,722,145
32年	3,840,000	3,846,954	3,846,954
33年	3,960,000	3,972,104	3,972,104
34年	4,080,000	4,097,510	4,097,510
35年	4,200,000	4,223,256	4,223,256
据置 年数	払込保険料 累計額 (円)	解約返戻金 (円)	死亡給付金 (円)
1年	4,200,000	4,228,542	4,228,542
2年	4,200,000	4,233,785	4,233,785
3年	4,200,000	4,239,070	4,239,070
4年	4,200,000	4,244,356	4,244,356
基本年金原資一括受取額			4,248,960

③据置期間10年

保険料 払込 年数	払込保険料 累計額 (円)	解約返戻金 (円)	死亡給付金 (円)
1年	120,000	63,921	115,744
3年	360,000	307,765	348,048
5年	600,000	552,724	581,510
7年	840,000	798,798	816,087
10年	1,200,000	1,170,140	1,170,140
11年	1,320,000	1,288,759	1,288,759
13年	1,560,000	1,526,811	1,526,811
15年	1,800,000	1,766,021	1,766,021
17年	2,040,000	2,006,433	2,006,433
20年	2,400,000	2,369,238	2,369,238
21年	2,520,000	2,490,731	2,490,731
22年	2,640,000	2,612,567	2,612,567
23年	2,760,000	2,734,703	2,734,703
24年	2,880,000	2,857,097	2,857,097
25年	3,000,000	2,979,834	2,979,834
26年	3,120,000	3,102,871	3,102,871
27年	3,240,000	3,226,166	3,226,166
28年	3,360,000	3,349,804	3,349,804
29年	3,480,000	3,473,699	3,473,699
30年	3,600,000	3,597,937	3,597,937
31年	3,720,000	3,722,476	3,722,476
32年	3,840,000	3,847,315	3,847,315
33年	3,960,000	3,972,454	3,972,454
34年	4,080,000	4,097,894	4,097,894
35年	4,200,000	4,223,634	4,223,634
据置 年数	払込保険料 累計額 (円)	解約返戻金 (円)	死亡給付金 (円)
1年	4,200,000	4,228,910	4,228,910
2年	4,200,000	4,234,187	4,234,187
3年	4,200,000	4,239,464	4,239,464
4年	4,200,000	4,244,741	4,244,741
5年	4,200,000	4,250,017	4,250,017
6年	4,200,000	4,255,294	4,255,294
7年	4,200,000	4,260,614	4,260,614
8年	4,200,000	4,265,890	4,265,890
9年	4,200,000	4,271,210	4,271,210
基本年金原資一括受取額			4,276,272



解約返戻金・死亡給付金・
基本年金原資一括受取額は、
保険料・保険料払込期間・据置期間・
年金受取方法により異なります。
具体的な金額については、『保険設
計書』でご確認ください。

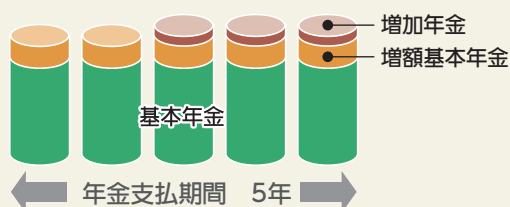
※記載されている解約返戻金額・死亡給付金額は2022年4月2日現在の保険料率を適用しています。

受取方法をお選びいただけます

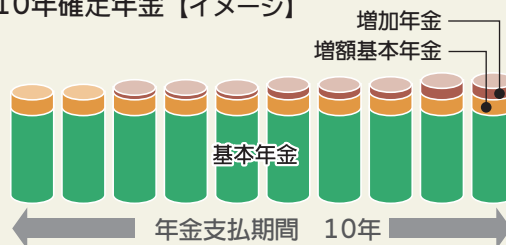
受取方法（年金の種類・年金支払期間）

年金でお受け取りいただく場合、支払期間5年または10年の確定年金からお選びいただけます。また、年金でのお受取りに代えて、一括でのお受取りもできます。

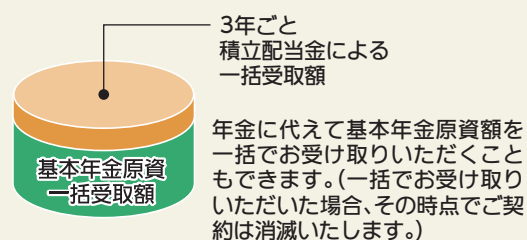
● 5年確定年金【イメージ】



● 10年確定年金【イメージ】



● 一括でのお受取り【イメージ】



増額基本年金・増加年金・3年ごと積立配当金による一括受取額は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の有無およびその金額の影響をうけます。したがって、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。



一括でお受け取りいただく場合、**年金の受取手続き時**に年金に代えて、一括でのお受取りを選択していただく必要があります。(ご契約時には一括でのお受取りは選択できません。)

毎年の年金は、年1回お支払いします。なお、**基本年金額が60万円以上かつ1回あたりのお受取額が10万円以上**の場合、毎年の年金を**年2・4・6・12回**に分割してお支払いすることもできます。

据置期間

ご契約時に5年間または10年間の据置期間を設定することができます。

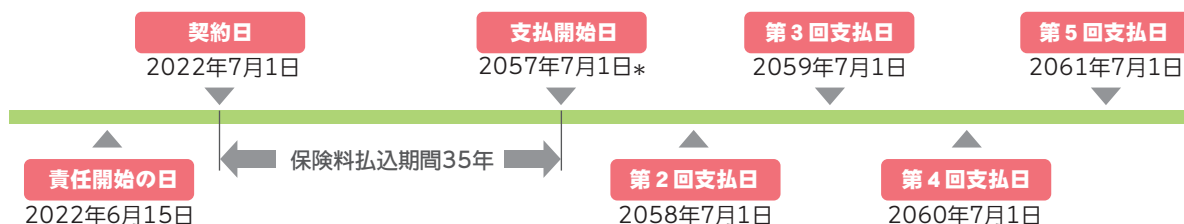
据置期間を設定することで、年金受取総額（基本年金額の合計）または基本年金原資一括受取額が増加します。



「据置期間5年または10年」を設定した場合、据置期間の解除はできません。
「据置期間10年」を設定した場合、年金支払開始日の繰り下げはできません。

年金支払日

契約日が7月1日 保険料払込期間35年 据置期間なし 年金支払期間5年のご契約の例（イメージ）



「責任開始の日」、「契約日」については、7ページの「保障の開始（責任開始期）・保険料の振替日などについて」をご確認ください。

*実際の年金のお支払いは前月保険料の入金確認後となります。

なお、上記記載の年金支払日が土、日、祝日などの金融機関休業日の場合は翌営業日が支払日となります。

万一のときは死亡給付金が支払われます

死亡給付金・災害死亡給付金

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになられたときは死亡給付金受取人に死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いします。



免責事由に該当した場合など、死亡給付金・災害死亡給付金がお支払いできないことがあります。(くわしくは『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。)

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡給付金	被保険者がお亡くなりになられたとき (ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます)	責任準備金
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故(その事故の日から180日以内の死亡に限り)や 所定の感染症でお亡くなりになられたとき (所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』を確認ください)	死亡給付金の1.1倍の金額

※死亡給付金などがお払込保険料の合計額を下回ることがあります。

※年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられたときには、年金受取人(年金受取人が被保険者の場合には被保険者の法定相続人)に未払年金の現価を一括でお支払いします。

※未払年金の現価とは、まだお支払いしていない将来の年金をお支払いするのに必要な現在の積立金をいいます。(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。)

配当金お支払いの可能性がります

契約者配当金

契約者配当金は、責任準備金などの運用益がフコクしんらい生命の予定した運用益を超えた場合にご契約後3年ごとにお支払いします。契約者配当金については、**今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。**年金支払開始日前の契約者配当金は、フコクしんらい生命所定の利率(この利率は経済情勢により変更することがあります)で積み立てておき(3年ごと積立配当金)、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。3年ごと積立配当金は、個人年金保険料税制適格特約を付加している場合を除き、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

お取扱内容について

契約年齢範囲 (被保険者)	0~65歳※ 保険料払込期間と据置期間により異なります
保険料払込期間	15~50年(1年単位) 契約年齢と据置期間により異なります
年金支払開始年齢	25~90歳 保険料払込期間と据置期間により異なります
年金支払期間	5年・10年確定年金
据置期間	なし・5年・10年から選択 契約年齢と保険料払込期間により異なります
保険料払込方法	口座振替月払

最低保険料	10,000円
最高保険料	最高基本年金額以内
最低基本年金額	10万円
最高基本年金額	3,000万円 (フコクしんらい生命の他の個人年金保険と通算して)
保険料の単位	1,000円
基本年金額の単位	10円 (1円の位を切り上げ)

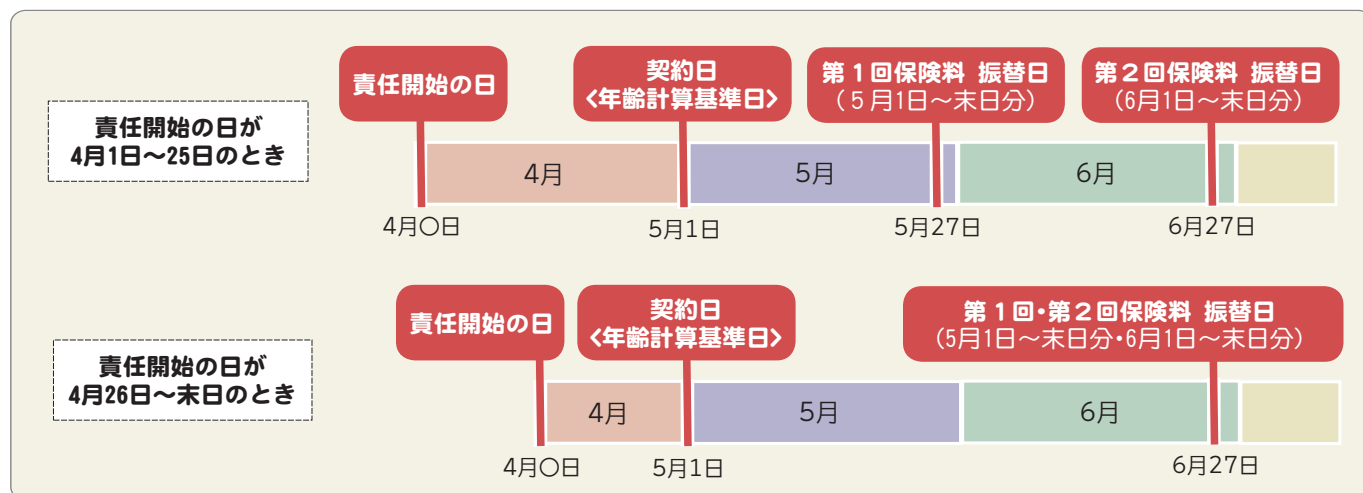
※被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

保障の開始(責任開始期)・保険料の振替日などについて

※責任開始期に関する特約を付加する場合のお取扱いの記載となります。

お申し込みいただいたご契約のお引受けをフコクしんらい生命が承諾した場合には、「フコクしんらい生命(募集代理店を含みます)がお申込みを受けた時(申込書を受領した時)」または「被保険者に関する告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

【 日程の例 】



【 日程のご説明 】

責任開始の日 (責任開始期の属する日)	「お申込みを受けた日(申込書受領日)」または「被保険者に関する告知日」のいずれか遅い日
契約日 <年齢計算基準日>	責任開始の日の翌月1日
第1回保険料の振替日*1	●責任開始の日が1日から25日*2の場合：責任開始の日の翌月27日 ●責任開始の日が上記以外の日の場合：責任開始の日の翌々月27日*3
2回目以降の保険料の振替日*1	毎月27日

*1 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

*2 25日がフコクしんらい生命の休業日のときは、前営業日となります。

*3 第2回保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。

契約時における保険料振替貸付の選択

● 保険料振替貸付とは？

保険料の振替えができず猶予期間が過ぎた場合※、所定の解約返戻金があればその範囲内で、フコクしんらい生命が自動的に保険料をお立て替えし、保険契約を有効に継続させることをいいます。

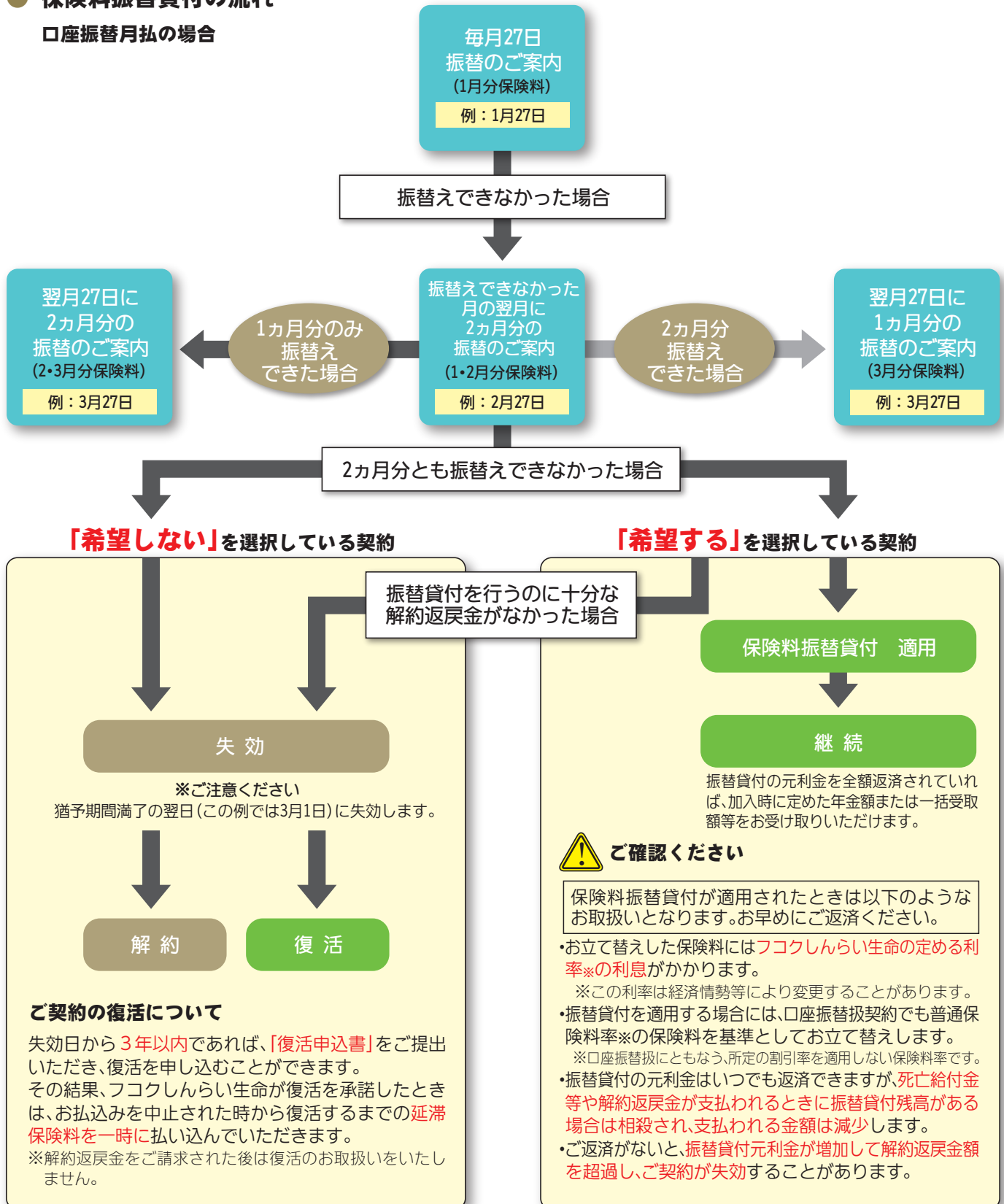
※この場合の保険料の払込猶予期間は、月払のとき、払込期月の翌月初日から末日までです。

ご契約時に申込書上で、保険料振替貸付を「希望する」「希望しない」を選択していただきます。

※年金支払開始日前であればいつでも変更することが可能です。

● 保険料振替貸付の流れ

口座振替月払の場合



税制上の特典があります

(ご参考) 税制上のお取扱いについて



記載の税制上のお取扱いは、2022年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署または税理士などの専門家にご確認ください。

● お払込保険料

お払い込みいただいた保険料は、**生命保険料控除(一般生命保険料控除)**の対象となり、その年(1月から12月まで)のお払込保険料の金額に応じて(他の生命保険料控除の対象となる保険料を合算します)、一定額をその年の所得から控除することができます。また、**「個人年金保険料税制適格特約」**を付加すると一般生命保険料控除とは**別枠で個人年金保険料控除**を受けることができます。

(注) 個人年金保険料控除を受けた場合、同じご契約で一般生命保険料控除を受けることはできません。

■ 個人年金保険料税制適格特約を付加する要件

個人年金保険料税制適格特約の付加をご希望の場合は、お申込内容が**以下の要件をすべて満たしているか**を必ずご確認ください。

- ① 年金受取人が、保険契約者または保険契約者の配偶者であること
- ② 年金受取人が、被保険者であること
- ③ 保険料のお払込期間が、10年以上であること
- ④ 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳以上であり、かつ、年金支払期間が10年以上であること

①②をみたす契約形態

保険契約者	被保険者	年金受取人
A	A	A
A	B(Aの配偶者)	B(Aの配偶者)

■ 個人年金保険料税制適格特約付加に係る主なご留意事項

- ① 3年ごと積立配当金の引出しをすることができず、3年ごと積立配当金は増額基本年金原資に充当されます
- ② 基本年金額の減額などの契約内容変更などにもなう返戻金の引出しはできず、返戻金は増額基本年金原資に充当されます
- ③ 年金受取人の変更はできません
- ④ 個人年金保険料税制適格特約のみの解約はできません
- ⑤ 個人年金保険料税制適格特約を付加する要件をみたしている場合でも、**申込書の所定の欄に個人年金保険料税制適格特約を付加する旨の記載がない場合は、個人年金保険料控除を受けることはできません**
- ⑥ その他、個人年金保険料税制適格特約の付加要件をみたさなくなるような変更はできません

くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

● 保険料を払い込まれている期間

■ 生命保険料控除額

所得税：個人年金保険料控除額、一般生命保険料控除額

年間払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,001円から40,000円まで	年間払込保険料×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	年間払込保険料×1/4+20,000円
80,001円以上	一律40,000円

住民税：個人年金保険料控除額、一般生命保険料控除額

年間払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,001円から32,000円まで	年間払込保険料×1/2+6,000円
32,001円から56,000円まで	年間払込保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	一律28,000円

● ご契約を解約されたとき

解約返戻金額と払込保険料合計額との差額(差益)が課税の対象となります。差額(差益)は、一時所得※2として所得税・住民税が課税されます。

● 被保険者がお亡くなりになられたとき

死亡給付金などは、契約形態によって課税関係が異なります。

■ 契約形態と課税関係

保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税関係
A	A	相続人	相続税※1
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得※2)+住民税
A	B	C	贈与税

● 年金を受け取られている期間

■ 年金で受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
保険契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得※3) + 住民税
保険契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得※4) + 住民税

■ 年金に代えて一括で受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
保険契約者と年金受取人が同じ場合	受取時	所得税(一時所得※2) + 住民税
保険契約者と年金受取人が異なる場合		贈与税

※1 死亡給付金などの相続税非課税枠について

保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡給付金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。他の保険商品すべての死亡保険金などと合算して、下記の金額までは相続税が非課税となります。

$$\text{死亡給付金などの非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

※2 一時所得について

一時所得の課税対象額の計算は以下のとおりです。他の所得(給与所得、雑所得など)と合算して総合課税となります。

$$\{ (\text{解約返戻金または死亡給付金などの金額または年金の一括受取額} - \text{払込保険料合計額}) - \text{特別控除額50万円} \} \times 1/2$$

※3 雑所得について

雑所得の金額の計算は右記のとおりです。他の所得(給与所得、一時所得など)と合算して総合課税となります。

$$\begin{aligned} \text{雑所得の金額} &= \text{年金額} - \text{必要経費} \\ \text{必要経費} &= \text{年金額} \times \frac{\text{必要経費割合※}}{(\text{払込保険料総額} \div \text{年金受取総額またはその見込額})} \end{aligned}$$

※小数点第3位以下を切り上げて第2位まで算出。また雑所得の金額が25万円以上となる場合には、その金額の10.21%が源泉徴収されます。なお、この源泉徴収された金額は確定申告で精算されます。

※4 雑所得について

各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

指定代理請求特約について

- ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる年金について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」があるときに、指定代理請求人が年金の代理請求をすることができます。
- 保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人をつぎの範囲内であらかじめ1人指定できます。

● 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族

● 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

クーリング・オフ制度について

- 8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。(クーリング・オフ制度)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、**ご契約の申込日から*、その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

お申込みの撤回等があった場合は、フコクしんらい生命は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。

*責任開始期に関する特約を付加する場合

くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

ご確認ください

- 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(以下「しんきんらいふ年金FS」といいます。)は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- 「しんきんらいふ年金FS」にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元利金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、借入金を保険料に充当してこの商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL:0120-700-651(通話料無料)
受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- その他にもご注意ください事項がございますので、「しんきんらいふ年金FS」のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。『ご契約のしおり・約款』はご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明しています。いずれも必ずご一読ください。

『ご契約のしおり・約款』記載事項の例

- クーリング・オフ制度
- 年金・給付金をお支払いできない場合
- 職業などの告知義務
- 保障の開始(責任開始期)
- ご契約の解約と解約返戻金
- 契約者配当金

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる
「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651 受付時間 9:00~18:00
(通話料無料)(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100(代表)
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

SK2204-B13-TR

募AFS0221064(22.2)